

せたがやふるさと区民まつり弁当購入 事業者選定実施要領兼説明書

次のとおり、令和8年度契約の相手方となる事業者の候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とする。

1. 業務の概要

(1) 契約予定件名

第47回せたがやふるさと区民まつり参加団体等用弁当の購入（概算契約）

(2) 目的

約25万人規模の大型野外イベントという条件に留意し、食中毒等の衛生面全般の管理徹底はもとより、区民まつりの重点課題の一つである「ごみの減量と環境配慮」への取り組みとして、環境に配慮した可燃性の容器等の使用や、使用済み容器の回収・処分ができる、かつ価格・味覚を含む内容・納品方法等において最も充実した弁当を安全かつ確実に手配できる事業者を選定する。

(3) 業務内容

令和8年6月6日（土）、7日（日）にJRA馬事公苑（世田谷区上用賀2-1-1）、けやき広場（世田谷区上用賀2-3・4の間）を中心に開催される「第47回せたがやふるさと区民まつり」において、参加団体等に提供する弁当を製造し、JRA馬事公苑内の指定する場所に納入する。また、使用済み容器を同苑内の別途指定する場所から回収する。（納品等に使用する車両は2トン車以下とする。なお、納品および回収の際は、台車等を用いた人力搬送が発生する。）

この業務に関しては、2日間で計4回の提供を予定しており、納品日時によって4ブロックに分け、ブロックごとに1種類の弁当を手配する。但し、複数ブロックを同一で手配することもできることとする。

各ブロックでの予定個数等は下記のとおり。

内訳：ブロック①6月6日（土）昼食 約1,200個
ブロック②6月6日（土）夕食 約1,000個
ブロック③6月7日（日）昼食 約1,200個
ブロック④6月7日（日）夕食 約900個

(4) 提案上限単価額

いずれも紙パック等のお茶、箸、おしごり付きで単価918円（税込）

(5) 契約者決定の方法

公募による「企画提案及びサンプル審査」とする。

※令和9年度、令和10年度についても同額程度で契約を予定している。

※契約は年度毎に行うものとし、選定された候補者との本業務に係る各年度の契約の締結は、各年度の履行内容が良好と認められること、かつ当該業務に係る予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。

※業務の根拠となる事業の内容等に変更があった場合は、契約を締結しないことがある。

2. プロポーザル方式の採用理由とその効果

本件業務は単なる弁当の購入ではなく、屋外イベントでの飲食物の提供という点に留意する必要がある。そのため、食中毒等の衛生管理を徹底し、大量に調理し会場にて安全かつ確実に配送を遂行できる体制を整え、区民まつり協力者等への配布を考慮し彩り風味を加味した弁当内容を提供し、さらに区民まつりの重点課題である「ごみの減量と環境配慮」に取り組むこと等が求められる。これらを履行するためには、最も適切な知識や対応能力をもつ事業者を選定する必要がある。以上の理由から、プロポーザル方式を採用することにより、公平な選定を実現し、委託事業者の専門知識や実績を生かした創意工夫による提案がなされ、質の高い弁当を手配することができる。

3. 選定スケジュール

No	作業内容	実施日
1	手続き開始の公告	令和8年1月26日(月)
2	実施要領兼説明書交付・ 参加表明書受付期間	令和8年1月26日(月) ～2月9日(月)
3	招請通知の発送	令和8年2月13日(金)
4	提案書提出にあたっての質問期間	令和8年2月16日(月) ～2月24日(火)
5	質問回答の発送	令和8年2月27日(金)
6	提案書提出期限	令和8年3月16日(月)
7	サンプル提出日時	令和8年3月25日(水) ※午前8時30分から11時
8	提案書の審査・業者選定委員会の開催	令和8年3月25日(水)
9	選定結果の通知	令和8年3月26日(木)以降

4. 参加者の資格要件

提案書提出時において、次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、世田谷区から入札参加停止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。(ただし、世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録があることは、本件の参加資格条件ではない。)

- (3) 世田谷区の競争入札参加資格を持たない者は、次に掲げる下記書類を別紙**様式1**「参加表明書」とあわせて提出すること。
- ①登記事項証明書（発行日が提出日から3ヶ月以内であるもの） 1部
 - ②法人に関する書類（定款、役員名簿等） 各1部
 - ③会計に関する書類（直近の会計年度の財産目録、直近の貸借対照表や損益計算書をはじめとする財務諸表） 各1部
- (4) 会社更生法第17条第1項に基づく更生手続開始の申立てまたは、民事再生法第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 「第47回せたがやふるさと区民まつり弁当購入事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属している事業者でないこと。

5. 実施要領兼説明書の交付期間、場所及び方法

- (1) 交付期間
令和8年1月26日（月）午前9時から令和8年2月9日（月）午後5時まで
- (2) 交付場所
世田谷区ホームページまたは下記「13. 担当部課」窓口
- (3) 交付方法
世田谷区ホームページからのダウンロードまたは窓口にて希望者に直接無償交付。
なお、窓口での交付は、期間中の平日午前9時から午後5時まで、土日・祝休日はホームページのみとする。（**世田谷区トップページ**→**区政情報**→**契約・入札情報**→**発注情報**→**現在実施中のプロポーザル情報**→**暮らし・手続き**にて公開）

6. 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

- (1) 提出書類
 - ①別紙**様式1**「参加表明書」 1部 ※規格はA4判とする。
 - ②世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合、上記「4. 参加者の資格要件」の（3）に記載の書類 各1部
 - ③法人税・法人事業税・都道府県民税・市町村民税に滞納がないことがわかる証明書（発行年月日から3ヶ月以内） 写し可
- (2) 提出期限
令和8年2月9日（月）午後5時 必着
※持参の場合、土日・祝休日・開庁時間（午前8時30分～午後5時15分）外を除く
- (3) 辞退

参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、別紙様式2「参加辞退届」を提出すること。

(4) 提出先

下記「13. 担当部課」に同じ

(5) 提出方法

下記「13. 担当部課」へ持参または郵送（追跡サービス等で到着確認のできる方法で送付すること。）による

7. 招請通知（参加資格決定通知）

(1) 本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

(2) 確認結果・招請通知は、全参加事業者あてに郵送にて通知する。

通知日：令和8年2月13日（金）以降

8. 質問の提出期限、提出先及び方法

(1) 質問の提出先及び方法

文書（書式自由、ただし規格はA4判）により、下記「13. 担当部課」へ電子メールで送付すること。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記するものとする。

※電子メールは、件名冒頭に「【第47回せたがやふるさと区民まつり参加団体等用
弁当の購入（概算契約）】」と明記の上、送信後に下記「13. 担当部課」に記載の
電話番号に必ず連絡すること。

(2) 提出期間

令和8年2月16日（月）午前9時～令和8年2月24日（火）午後5時

(3) 回答方法

本件全参加表明者に対し、令和8年2月27日（金）以降に電子メールにて回答する。

9. 提案書及びサンプルに関する提出内容及び方法

(1) 提出内容

①提案書表紙（別紙様式3-1、様式3-2）

②提案書（様式任意。別紙様式3-3を参考に、写真等を用いてできるだけ詳細な
ものを作成すること。）

以下の事項と、その他必要と思われる項目も併せて記載すること。

- ・組織体制（調理体制）、過去の実績等
- ・製造時の調理者、調理場における食中毒等衛生対策

- ・配送車の仕様及び配送方法（衛生面への配慮等）
- ・屋外イベントに留意した納品方法（保冷容器や保冷剤を利用した納品・回収等）
- ・環境配慮及びごみ削減の工夫
- ・各ブロックの昼食または夕食メニュー
 - ア 全品加熱処理をする。
 - イ 屋外イベントでの提供となるため、腐りにくい食材を使用する。
 - ウ 1人前につき、ご飯の量を180g以上にすること。（おにぎり、酢飯等も可）
 - エ おかずは3品（いずれも50g以上）以上とし、彩り風味良好なものとする。
- ※使用食材について特に記載すべきこと（産地、無添加、無農薬等）があれば記載すること。
- オ 200ml以上の紙パック等のお茶、箸、おしぼりをつけること。
- カ 容器は仕切り、包装等を含め、可燃性の環境に配慮したものを使用し、プラスチック製のものは使用不可とすること。
- キ 複数ブロック提案の場合、メニューは異なるものとする。
- ・その他、業務に対する基本的な考え方や改善提案等

③見積書

- ・見積金額は、消費税を含めた総価を記入するとともに税額も表記すること。また見積金額の内訳として、経費等の内容が分かるものとすること。価格には配送料、使用済み容器回収料を含めること。

④サンプル

- ・提案書に記載した内容と同一仕様の弁当サンプル（3個）

（2）提出書類作成上の注意事項

- ・提出書類はA4判縦長、横書き、文字サイズは11ポイント以上、左綴じとすること。
- ・提案書表紙として、正本には様式3-1、副本には様式3-2を使用すること。
- ・電子メールにて提出する場合は、正本、副本各1部ずつ、PDFデータを提出すること。
持参にて提出する場合は、正本1部、副本5部を用意すること。
- ・法人名または明らかに法人名が推察される記述は、提案書の正本のみ記載し、副本には一切記載しないこと（黒塗り可）。
- ・複数のブロックへ参加を希望する場合は、提案書をブロックごとに1式提出すること。

（3）提出期限

①提案書

令和8年3月16日（金）午後5時 必着

※持参の場合、土日・祝休日・開庁時間（午前8時30分～午後5時15分）外を除く

②サンプル

令和8年3月25日（水）午前11時 必着

※提出時間の詳細については、別途通知する。

（4）提出方法

①提案書

電子メールにて提出もしくは下記「13. 担当部課」窓口へ持参すること。

※電子メールの場合は、件名冒頭に「【第47回せたがやふるさと区民まつり参加団体等用弁当の購入（概算契約）】」と明記の上、送信後に下記「13. 担当部課」に記載の電話番号に必ず連絡すること。また、メール本文に担当窓口の部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること。

②サンプル

下記「13. 担当部課」窓口へ持参すること。

10. 提案書の審査方法

（1）審査方法

- ・提案書は、「第47回せたがやふるさと区民まつり弁当購入事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて審査する。
- ・選定委員会では、提案書及びサンプルの内容を総合的に審査し、委員の合議により選定する。
- ・選定委員会の事務局は、下記「13. 担当部課」内に置く。

（2）選定委員の構成

委員長：森田 太 生活文化政策部区民健康村・ふるさと・交流推進課長

委 員：伊藤 祐二 生活文化政策部市民活動推進課長

宮本 千穂 生活文化政策部人権・男女共同参画課長

（3）審査基準

審査にあたっては、以下の基準を総合して判断する。

①様々なニーズに対応できる組織体制と実績

ア 組織体制：

弁当の受注について短期間に大量に処理し、かつ、急な数量変更にも対応できる量販体制の整った施設を備えているか。

イ 実績：

令和2年度以降、イベントにおいて1食に900個以上を販売した実績を有しているか。

ウ 食中毒等に配慮した衛生面：

製造時の調理者、調理場における衛生対策は適切か。また、衛生面に配慮した配送車の仕様、配送方法か。

屋外イベントに留意した納品方法か。（保冷容器や保冷剤を利用した納品・回収等の可否など）

エ 環境配慮及びごみ削減の工夫：

可燃性の容器使用の他、工夫している点があるか。

②内容・味

ア 食べやすさに配慮されているか。

イ 使用食材（産地、無添加、無農薬等）：

屋外イベントに適した食材・調理方法を用いているか。また、使用食材に特筆すべき点はあるか。

ウ 彩り風味が良好か。

③価格

ア 弁当一つあたりの単価：

紙パック等のお茶、箸、おしごり付きで、配送料及び使用済み容器の回収も含む

④その他

ア 業務に対する基本的な考え方や改善提案等

1 1. 審査結果の通知期日及び方法

(1) 結果通知日

令和8年3月26日（木）以降

(2) 通知方法

各事業者に文書にて郵送

1 2. その他の留意事項について

(1) 本件に関する説明会は実施しない。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約保証金 「免除」

(4) 契約書作成の要否 「要」

(5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 「無」

(6) 審査終了後、参加者には評価基準ごとの合計点と順位を通知する。また、当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）は区別が公表することとする。

(7) 提案書類等の著作権は応募者に帰属する。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 下記「1 3. 担当部課」に同じ

(9) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

- (10) 提出書類等は返却しない。また、提案された提案書は当事業の業者選定以外の目的に使用しない。
- (11) 参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。
- (12) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効のものとするとともに、虚偽の記載をした者に対して契約を無効とする。
- (13) 本業務の実施にあたっては、区民まつり協力者等に1日あたり、異なる2種類の弁当の提供を予定しているため、納品日時によって4ブロックに分け、ブロックごとに契約する。(複数ブロックへの参加表明も可。なお、複数ブロックで同一事業者を選定した場合は複数ブロックまとめて契約する。)
- (14) 本イベントにおいて、交流自治体等のイベント出店者が別途弁当の注文を希望する際は、可能な限り対応すること。
- (15) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、提案の内容に区は拘束されない。選定後、契約内容の仕様については区と選定事業者双方の協議により定める。

13. 担当部課

世田谷区生活文化政策部区民健康村・ふるさと・交流推進課

住所 〒156-0043

世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎3階

電話 03-6304-3593 FAX: 03-6304-3714